

第13次鳥獣保護管理事業計画(案)、第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)(ニホンジカ)(案)に関する県民意見等募集結果及び県の考え方について

No.	ご意見・ご提案の概要	県の考え方	取扱い
1 第13次鳥獣保護管理事業計画(案)			
1	タヌキ、アナグマについて前期計画において、捕獲日数を30日から90日に延長が行われているものの、施設園芸作物地帯において農業被害が大幅に増加、常態化していることから捕獲日数の緩和(90日以内→6か月以内)を要望。	イノシシとニホンジカについては、近年の農業被害等の状況を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、国においては指定管理鳥獣として指定、県においても第二種特定鳥獣管理計画をたてて管理をしており、その捕獲許可日数は6か月以内としています。今回御要望のタヌキやアナグマについては、イノシシやシカと同程度まで延ばせるか、今後の被害額や被害規模等の推移により検討してまいりますので、今回の計画では変更を見送ります。	反映困難
2	鳥獣による発生予察表のニホンジカにおいて、被害及び捕獲頭数が増加していることから、熊本についても記載を要望。	熊本地域でもニホンジカによる森林被害が確認されているため、要望通り追加します。	反映
3	狩猟免許試験については県内複数の試験会場で6回／年行われており、熊本市においては12月及び1月に県庁が試験会場となっているが、植木地区の農業者からは植木地区近隣で試験を開催してほしいとの要望があがっていることから、実施時期や場所の検討を要望。	試験会場は、県下の受験者の利便性等を考え、現在、阿蘇市、熊本市(2回)、宇城市、人吉市、天草市で実施し、受けやすい体制で行っていますのでご理解いただくとともに、御要望は今後の実施にあたっての参考とさせていただきます。	参考
4	第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の32及び33頁に記載されております、『キ 鳥獣の種類ごとの許可基準』ですが、許可権者が市町村長の鳥獣については、市町村長の裁量により、許可基準の日数等を決定できる旨を記載することを検討願います。	環境省通知により、「市町村に権限を委譲する場合は県内で取扱いが異なることのないよう、明確な許可基準による運用を市町村に指導するものとする。」とあるため、許可基準について本計画でお示している日数以内でお願いします。 なお、本計画に示す日数以内であれば、市町村長が決められることは可能です。	反映困難
5	日数設定は、30日及び90日といった日数ではなく、6か月以内のように月数で設定を検討願います。	要望通り月数での設定に統一します。	反映
6	球磨川河口の鳥獣保護区指定の継続をお願いいたします。	継続予定です。	既掲載
2 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)【第4期】(案)			
意見なし			-
3 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)【第6期】(案)			
意見なし			-